

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 8 月 5 日（金）第3235号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1
- 肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 4
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（9件）（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 6
- 歳入の収納事務の委託（建築課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 7
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 9
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第753号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
西之表市住吉字中石垣2395番8（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第754号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ライフ薬局育英店	薩摩川内市中郷四丁目248番地	平成28年 8月1日	育成医療・更生医療
やまのうち薬局	曾於市大隅町下窪町101番地	平成28年 8月1日	育成医療・更生医療
けいこ薬局	南九州市川辺町永田1207番地1	平成28年 8月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第755号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月 日	登録の有 効期限	肥料の 種類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生 産 業 者	
							氏名又は 名称	住 所
鹿児島 県肥第 1326号	平成28年 7月22日	平成31年 7月21日	配合肥 料	灰 合 肥 料 2 号	りん酸全量14.0 く溶性りん酸 9.5 加里全量 6.0 く溶性加里 6.0 水溶性加里 5.3 く溶性苦土 2.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	九州昭和 産業株式 会社	志布志市 志布志町 志布志 3309番地

鹿児島県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、徳之島用水土地改良区の
役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 新納 啓武 大島郡天城町天城661番地 1
 理事 田原 廣秀 大島郡天城町瀬滝998番地 1
 理事 徳田 睦男 大島郡天城町岡前1919番地 4
 理事 玉江 昌射 大島郡天城町浅間613番地 1
 理事 仲 公男 大島郡天城町西阿木名571番地
 理事 福 鋭山 大島郡徳之島町亀津3177番地 4
 理事 白山 明 大島郡徳之島町亀津1113番地
 理事 川上 福良 大島郡徳之島町下久志123番地 3
 理事 為島 良一 大島郡徳之島町母間3477番地
 理事 永長 和久 大島郡徳之島町山1677番地18
 理事 谷村 清次 大島郡伊仙町木之香268番地
 理事 美山 保 大島郡伊仙町目手久1700番地 1
 理事 宮永 誠 大島郡伊仙町目手久349番地 1
 理事 町 彰雄 大島郡伊仙町面縄326番地
 理事 清水喜玖男 大島郡伊仙町崎原595番地
 理事 大久 幸助 大島郡天城町浅間652番地 1
 理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙2077番地

理事 高岡 秀規 大島郡徳之島町亀津980番地
監事 秋田 浩平 大島郡天城町兼久1376番地 1
監事 保岡 盛寿 大島郡徳之島町花徳2589番地 2
監事 永岡 良一 大島郡伊仙町木之香72番地 6
監事 福 健吉郎 大島郡天城町松原1818番地
(任期 平成28年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 新納 啓武 大島郡天城町天城661番地 1
理事 田原 廣秀 大島郡天城町瀬滝998番地 1
理事 小林 豊徳 大島郡天城町岡前302番地
理事 玉江 昌射 大島郡天城町浅間613番地 1
理事 仲 公男 大島郡天城町西阿木名571番地
理事 福 鋭山 大島郡徳之島町亀津3177番地 4
理事 白山 明 大島郡徳之島町亀津1113番地
理事 川上 福良 大島郡徳之島町下久志123番地 3
理事 為島 良一 大島郡徳之島町母間3477番地
理事 永長 和久 大島郡徳之島町山1677番地18
理事 谷村 清次 大島郡伊仙町木之香268番地
理事 美山 保 大島郡伊仙町目手久1700番地 1
理事 宮永 誠 大島郡伊仙町目手久349番地 1
理事 町 彰雄 大島郡伊仙町面縄326番地
理事 清水喜玖男 大島郡伊仙町崎原595番地
理事 大久 幸助 大島郡天城町浅間652番地 1
理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙2077番地
理事 高岡 秀規 大島郡徳之島町亀津980番地
監事 秋田 浩平 大島郡天城町兼久1376番地 1
監事 保岡 盛寿 大島郡徳之島町花徳2589番地 2
監事 永岡 良一 大島郡伊仙町木之香72番地 6
監事 福 健吉郎 大島郡天城町松原1818番地

鹿児島県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沖永良部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 中田 恵寿 大島郡和泊町大字国頭1241番地
理事 安田 克彦 大島郡和泊町大字玉城1084番地
理事 伊地知進一 大島郡和泊町大字喜美留361番地
理事 中野三千夫 大島郡和泊町大字大城575番地
理事 沖 宏光 大島郡和泊町大字手々知名532番地 1
理事 瀬川静一郎 大島郡和泊町大字瀬名52番地 3
理事 西 俊幸 大島郡和泊町大字畦布1034番地
理事 河田 兼彦 大島郡知名町大字上平川71番地
理事 奥村 吉夫 大島郡知名町大字住吉2541番地 2
理事 池 幸次郎 大島郡知名町大字屋者19番地
理事 山田 正巳 大島郡知名町大字田皆345番地
理事 白山 智 大島郡和泊町大字和泊393番地 1
理事 窪田 政英 大島郡知名町大字屋者15番地
監事 大山 政照 大島郡和泊町大字根折1062番地 2

- 監事 栗尾 健一 大島郡知名町大字瀬利覚1632番地の2
監事 山元 博文 大島郡和泊町大字手々知名525番地2
監事 久永 裕一 大島郡知名町大字新城1484番地2
(任期 平成28年4月7日から平成32年3月31日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
- 理事 沖吉 四郎 大島郡和泊町大字国頭1149番地6
理事 平山 良市 大島郡和泊町大字根折654番地2
理事 伊地知進一 大島郡和泊町大字喜美留361番地
理事 皆村 博幸 大島郡和泊町大字皆川519番地1
理事 大福 実 大島郡和泊町大字和316番地
理事 栄 勝司 大島郡和泊町大字内城397番地2
理事 出花 健二 大島郡和泊町大字出花511番地
理事 河田 兼彦 大島郡知名町大字上平川71番地
理事 平井 久元 大島郡知名町大字新城541番地の2
理事 池 幸次郎 大島郡知名町大字屋者19番地
理事 山田 正巳 大島郡知名町大字田皆345番地
理事 山岡 和博 大島郡和泊町大字畦布916番地1
理事 東 哲次 大島郡知名町大字田皆2238番地
監事 吉田秀治郎 大島郡和泊町大字国頭2384番地
監事 栗尾 健一 大島郡知名町大字瀬利覚1632番地の2
監事 山田 充雄 大島郡和泊町大字手々知名156番地
監事 井上 修吉 大島郡知名町大字瀬利覚2180番地3

鹿児島県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成28年7月11日付けで徳之島用水土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年8月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、南薩土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成28年8月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年8月8日から同年9月5日まで
- 3 縦覧場所
枕崎市役所農政課
指宿市役所耕地林務課
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備川田地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児

島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 8 月 8 日から同年 9 月 5 日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第761号

土地改良事業県営農地環境整備（区画整理）上名地区の工事は、平成24年 3 月16日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第762号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）牛ノ子地区の工事は、平成24年12月19日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第763号

土地改良事業県営農地環境整備（緊急耕作放棄地特別対策型）（農業用排水施設整備、農道整備及び農用地保全）津名久地区の工事は、平成28年 3 月28日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第764号

土地改良事業県営農地環境整備（緊急耕作放棄地特別対策型）（暗渠排水）津名久地区の工事は、平成25年 1 月28日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第765号

土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備及び農用地保全）石良地区の工事は、平成28年 3 月22日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第766号

土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備）篠川地区の工事は、平成28年 3 月15日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第767号

土地改良事業県営農地環境整備（農道整備）篠川地区の工事は、平成25年 2 月18日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第768号

土地改良事業県営農地環境整備（農用地保全）篠川地区の工事は、平成26年12月11日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第769号

土地改良事業県営農地環境整備（土層改良及び暗渠排水）篠川地区の工事は、平成25年12月12日に完了した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第770号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志布志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成28年 7 月15日から平成29年 3 月24日まで
- 3 作業の地域 志布志市有明町山重倉ヶ崎地内

鹿児島県告示第771号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの
- 2 委託の相手方
大阪市中央区北浜二丁目 5 番23号
弁護士法人関西法律特許事務所
- 3 委託期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

大隅地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 8 月 5 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
パン工房 ぴー たーばん	鹿屋市寿三丁目 1-11	社会福祉法人岳 風会	鹿屋市吾平町上 名字笹ヶ尾原 6162-2	松下 隆治	平成28年 7月31日	就労移行 支援

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年8月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年8月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン始良

始良市西餅田下深田264番地 1 外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 23,257平方メートル

イ 変更後 34,146平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 A敷地内建物周辺部 358台

第2駐車場 A敷地建物屋上部 440台

第3駐車場 A敷地南西側 230台

第4駐車場 A敷地南西側隔地 402台

第5駐車場 A敷地東側隔地 140台

イ 変更後 第1駐車場 A敷地内建物周辺部 363台

第2駐車場 A敷地建物屋上部 431台

第3駐車場 A敷地南西側 228台

第4駐車場 B敷地内建物周辺部 483台

第5駐車場 B敷地建物3階部 184台

第6駐車場 B敷地建物4階部 300台

第7駐車場 A敷地南西側隔地 343台

第8駐車場 B敷地北側隔地 118台

第9駐車場 A敷地北側隔地 115台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 A敷地建物南西側 40台

第2駐輪場 A敷地建物北西側 21台

第3駐輪場 A敷地建物北西側 36台

第4駐輪場 A敷地建物北側 30台

第5駐輪場 A敷地建物北側 19台

第6駐輪場 A敷地建物東側 88台

第7駐輪場 A敷地東側 28台

第8駐輪場 A敷地建物南西側 35台

イ 変更後 第1駐輪場 A敷地建物南西側 27台

第2駐輪場 A敷地建物北西側 80台

第3駐輪場 A敷地建物北側 89台

第4駐輪場 A敷地建物東側 150台

第5駐輪場 A敷地建物南西側 40台

- 第6駐輪場 B敷地建物西側 52台
第7駐輪場 B敷地建物北側 80台
第8駐輪場 B敷地建物東側 28台
第9駐輪場 B敷地別棟北西側 40台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

- ア 変更前 荷さばき施設1 A敷地建物南東側 120平方メートル
荷さばき施設2 A敷地建物南東側 120平方メートル
イ 変更後 荷さばき施設1 A敷地建物南東側 120平方メートル
荷さばき施設2 A敷地建物南東側 120平方メートル
荷さばき施設3 B敷地建物南側 120平方メートル
荷さばき施設4 B敷地別棟北東側 27平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 変更前 廃棄物等保管施設1 A敷地建物内南東側 110立方メートル
廃棄物等保管施設2 A敷地建物内南東側 61立方メートル
イ 変更後 廃棄物等保管施設1 A敷地建物内南東側 112立方メートル
廃棄物等保管施設2 A敷地建物内南東側 90立方メートル
廃棄物等保管施設3 B敷地建物内南側 64立方メートル
廃棄物等保管施設4 B敷地別棟北東側 54立方メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ア 変更前 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後11時

イ 変更後

- (ア) イオン九州株式会社 外 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後11時

- (イ) 株式会社正一電気 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 第4及び第5駐車場 午前6時30分から午後10時まで
イ 変更後 第4, 第5及び第6駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで
第7, 第8及び第9駐車場 午前6時30分から午後10時まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ア 変更前 第3駐車場 出口1箇所 A敷地南西側駐車場東側
入口1箇所 A敷地南西側駐車場東側
第4駐車場 1箇所 A敷地南西側隔地駐車場北東側
第5駐車場 2箇所 A敷地東側隔地駐車場北側及び東側
イ 変更後 第3駐車場 出口2箇所 A敷地南西側駐車場東側及び北西側
入口1箇所 A敷地南西側駐車場東側
第4, 第5及び第6駐車場 3箇所 B敷地北側及び東側
第7駐車場 1箇所 A敷地南西側隔地駐車場北東側
第8駐車場 1箇所 B敷地北側隔地駐車場西側
第9駐車場 1箇所 A敷地北側隔地駐車場南側

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ア 変更前 午前6時から午後10時まで
イ 変更後 荷さばき施設1, 2及び3 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設4 午前7時から午後8時まで

3 変更年月日

平成29年3月23日

4 届出年月日

平成28年7月22日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりさつま町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年8月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宮之城店
薩摩郡さつま町時吉字囿田239番1 外5筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年2月17日
- 3 意見の概要
なし

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年 8 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
自治体情報セキュリティクラウド用ハードウェア及びソフトウェア 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年 8 月 5 日から同月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年 9 月15日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年 9 月15日午後 1 時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Hardware And Software For Local Government Information Security Cloud:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 15 September 2016
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643